

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 3 月 2 6 日付けの保護決定通知書で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

私は高校時代までの両親が原因で精神病になり、〇〇区では今年 2 月まで生活保護を受給しました。両親は別居しており、〇〇の祖母宅に母と妹が住んでいました。何度か戻ろうと考えましたが、母祖母には突き返されました。

2 月 7 日に〇〇区の賃貸の契約更新が来、更新料が発生するため契約終了し、実家に戻ると決めました。去年この家に誰も住んでいないことがわかりました。母祖母は連絡も取れず、私を入れようとしなかったので、住所を移し、鍵業者に鍵を壊してもらい入りました。かかる経費は、ルームクリーニング費 3 8 5 0 0 円。原状回復費 9 8 0 0 0 円を交渉で 2 6 5 0 0 円にしました。退去費計 6 万 5 千。交通費 7 往復 7 0 0 0 円。引っ越し業者は首都圏

最安値の22000円の格安業者を探しました。計3万。鍵開錠43000円。引っ越し翌週母が鍵を壊し荷物を持っていったため、再び鍵の取り付け27000円。計7万。総計16.5万かかりました。

特に、実家に戻る交通費、引っ越し費用が支給されないのは疑問です。そもそも賃貸に1人で暮らして生活保護を支給するくらいならば、まず実家に戻すことを考えるべきであり、保護費支給よりも実家への交通費引っ越し代を出すべきだと思います。

弁明書では、引っ越しが福祉事務所の了承を得ていないと記述していますが、令和2年秋頃から実家に帰ることを考え、ケースワーカーに伝え、責任者にも伝わっていました。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年6月9日	諮問
令和4年7月25日	審議（第68回第3部会）
令和4年8月22日	審議（第69回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護基準・保護の種類

法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保

護は厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、同項1号は、保護の種類として「生活扶助」を挙げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲として「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）、「移送」（2号）を定めている。

さらに、法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

## (2) 移送費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(7)・アは、移送は、次のいずれか（(ア)から(イ)まで）に該当する場合において、なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、(イ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費等とする旨を規定し、同・(イ)は、「被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」としている。

## (3) 原状回復費用

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-117の答は、賃貸家屋からの転出に当たり、賃貸人から

原状回復費用の請求を受けた場合について、契約時において敷金を支払っておらず、又は支払った敷金が著しく低額であることにより、転出時に原状回復費用の請求を受けた場合については、次のいずれにも該当する場合に限り、必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えないとしている。

ア 原状回復につき特約があること。

イ 原状回復の範囲が、社会通念上、真にやむを得ないと認められる範囲であること。

ウ 故意・重過失により毀損した部分の修繕ではないこと。

(4) 月の途中廃止

「生活保護運用事例集2017」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「運用事例集」という。）問8-39の答は、定期的な収入のある者の月の途中廃止の場合、年金収入及び生活扶助費については、日割りで計算する旨を定めている。

(5) 保護の変更の申請に対する決定・通知

法24条9項により準用される法24条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

(6) 保護の対象者

法19条1項は、都道府県知事、市長（特別区の長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項1号）、及び、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項2号）に対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとしている。

(7) 局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものである。さらに、運用事例集は、東京都において法に定める事務を地方公共団体が執行する

に当たっての解釈運用指針として作成されたものである。

## 2 本件処分についての検討

(1) これを本件についてみると、処分庁は、請求人が処分庁の所管区域外に転居したことにより、令和3年3月26日、転居日（同年2月7日）の翌日である同月8日を保護廃止日として、請求人の保護を廃止したことが認められる。

(2) そして、処分庁は、請求人の2月分の生活扶助基準額を日割り（28分の7）で計算し、同様に、収入認定していた各年金も日割りで収入認定し、同月分の生活扶助費を6,688円に変更し、また、日割り家賃を認定して同月分の住宅扶助費を12,500円に変更し、同月分の保護費を19,188円としたことが認められる。

定期的な収入のある者の月の途中廃止の場合、年金収入及び生活扶助費については、日割りで計算すること（運用事例集。上記1・(4)）からすれば、上記取扱いは、運用事例集の定めに則ったものといえることができる。

(3) また、処分庁は、本件申請のうち、原状回復費用63,910円は支給したが、それ以外の費用（交通費及び引越代）については、処分庁の了承しない転居に伴って発生した費用であることから、局長通知の「真にやむを得ないとき。」に該当しないと見て、支給しなかったことが認められる。

原状回復費については、契約時において敷金を支払っておらず、転出時に原状回復費用の請求を受けた場合、原状回復につき特約があるなどに該当する場合に限り、必要最小限度の額を住宅維持費として認定して差し支えないとされていること（問答集。上記1・(3)）からすれば、処分庁が旧住居の賃貸借契約書及び重要事項説明書並びに賃貸人発行の退去時費用精算書の各記載から、原状回復費用63,910円を必要最小限度の額として認定して支給したことは、問答集の定めに則ったものといえることができる。

そして、交通費及び引越代については、移送費は、①必要最小限度の交通費等とされ、②被保護者が転居する場合で、真にやむを得ないときに給付するものとされており、この場合、荷造費及

び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえないとされていること（局長通知。上記1・(2)）からすれば、処分庁がその了承しない転居に伴って発生した費用である交通費及び引越代を支給しなかったことは、局長通知の定めにも則ったものといえることができる。

- (4) 以上によれば、本件処分は、上記1の法令等に則って適正になされたものといえることができ、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、実家に戻る交通費、引越費用が支給されないのは不服である旨主張する。

しかし、処分庁が、上記1の法令等の定めにも則り、本件処分を適正に行っていると認められることは、上記2で述べたとおりである。

なお、請求人は、ケースワーカーに実家に帰る旨伝えており、処分庁が了承しない転居ではない旨主張するが、本件審査請求において提出された資料に照らしても、処分庁が請求人の実家への転居を了承した事実は認められない。

したがって、請求人の主張は理由がないというほかはない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一